

訪問看護ステーションなんごく運営規程＜介護、介護予防＞

（事業の目的）

第1条 医療法人地塩会が開設する訪問看護ステーションなんごく（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護職員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 一 事業所の訪問看護職員等は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、利用者の心身の機能の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーションなんごく
- 二 所在地 南国市後免町3丁目1番27号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職種内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 保健師または看護師1名（常勤）ステーションの従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、その他の管理を行う。訪問看護職員と兼務
- 二 看護職員等 看護師3名以上（常勤・非常勤）訪問看護計画書・報告書（介護予防含む）を作成し、事業の提供に当たる
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 2名以上（非常勤）看護業務の一環としてのリハビリテーションを行う。看護師と連携を図りながら計画書・報告書を作成し、事業の提供に当たる
- 三 事務職1名（常勤）

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31～1月3日までを除く。
- 二 営業時間 月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分までとする。
土曜日 午前8時30分から午後12時30分までとする。
日曜、祝日は休日

※（土曜日午後、日曜日、祝日に関しては）緊急訪問や病状の経過から訪問が必要と判断した場合は、対応させていただきます。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

四 尚、必要に応じて当該営業日及び営業時間以外においても営業を行うものとする。

（訪問看護の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の確保
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥創の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア（介護予防は除く）
- 七 認知症療養者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第7条

- 一 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、介護及び介護予防給付サービスの限度基準額を超えたサービス利用は、自己負担とする。
- 二 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は、実費を徴収する（距離1kmにつき10円）

指定訪問看護の提供と連続して行われた在宅での死後の処置については、当該サービスに要する実費相当分を徴収する（処置料は5000円（税別）とする）

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、南国市・香美市・香南市・高知市の区域とする。

（緊急時における対応方法）

第9条

- 一 看護職員等は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 二 看護職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害時の対応)

第10条

- 一 防災対策マニュアルを作成し、防災訓練、緊急時の対応、他施設及び地域との連携を図ります。

(事故発生時の対応)

第 11 条

- 一 事故発生時は速やかに、医師・家族・居宅介護支援事業者に連絡し、対応する。
- 二 事業所の責任による場合は、当事業所が加入している賠償責任保険にて補償をするものとする。
- 三 事故発生時の記録は正確にとり、速やかに市町村に報告書を提出する。

(虐待防止についての対応)

第 12 条

- 一 発見した者は、早期に管理者へ報告し、市町村に通報しなくてはならない。
- 二 研修を定期的に行い、虐待防止に努める。
- 三 責任者を事業所内から 1 名選定し、高齢者虐待防止対策を検討する委員会への参加。

(感染症対策)

第 13 条 平時からの備え、感染拡大防止体制をとっています。

(業務継続計画について)

第 14 条

- 一 感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務計画を図る為の計画（業務継続計画）を策定し研修及び訓練を行い記録の保管をする。

(身体的拘束等の適正化の推進について)

第 15 条

- 一 利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条

- 一 事業所は、勤務体制を整備し、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、職場におけるハラスメント防止に努める。
- 二 従業者は業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 四 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人地塩会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 五 第三者評価は実施していない。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

事業所の移転につき第3条二の所在地を変更し、平成13年12月1日より施行する。

規程見直しにつき第8条の実施地域の訂正と、第11条に事故発生時の対応を追加し、平成16年2月1日より施行する。

規程見直しにつき第8条の実施地域を訂正し、平成16年9月1日より施行する。

規程見直しにつき、第4条の二を訂正し、平成19年8月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条の二と第8条を訂正し、平成20年2月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条の二を訂正し、平成21年4月1日より実施する。

規程見直しにつき、第6条の七を訂正し、平成21年8月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条の二を訂正し、平成24年3月1日より実施する

事業所移転につき第3条二の所在地を変更し、平成25年5月15日より実施する

規程見直しにつき、第4条の二を訂正し、平成25年8月1日より実施する。

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護共通の運営規程とし、第7条の一を訂正し、平成27年8月1日より実施する。

規程見直しにつき、第4条一と二、第5条の二を訂正。平成30年4月1日より改定。

第10条、第12条、第13条、第14条の五を追加。第14条の1を訂正。令和3年4月1日より改定

規程見直しにつき、第8条「いの町・土佐市・日高村」削除 令和5年1月5日より実施する。

規程見直しにつき、第5条「営業時間」を追記。令和5年7月18日より実施する。

規程見直しにつき、第4条三訂正し変更とする。令和6年6月1日より実施。

規程見直しにつき、第12条二、三を追記とする。令和6年6月1日より実施。

規程見直しにつき、第14条一を内容変更し追記とする。令和6年6月1日より実施。

規程見直しにつき、第15条一を追記とする。令和6年6月1日より実施。

規程見直しにつき、第16条一、二、三を追記とする。令和6年6月1日より実施。